○京都市市民活動センター条例

平成１５年３月２５日

条例第７５号

改正　平成１７年１２月２６日条例第６４号

平成２２年１０月１２日条例第１７号

平成２５年１１月１１日条例第３２号

平成２６年３月２５日条例第１３１号

平成３１年３月２２日条例第３９号

令和３年３月３０日条例第４５号

令和４年３月３０日条例第６１号

令和４年６月１４日条例第４号

京都市市民活動センター条例

目次

第１章　総則（第１条～第４条）

第２章　京都市市民活動総合センター（第５条～第１５条）

第３章　京都市いきいき市民活動センター（第１６条～第２１条）

第４章　雑則（第２２条）

附則

第１章　総則

（設置）

第１条　市民による自主的なまちづくりを促進することにより、豊かで活力ある地域社会の形成に資するため、市民公益活動（ボランティア活動その他の市民が行う不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。以下同じ。）その他の活動の用に供するための施設（以下「市民活動センター」という。）を設置する。

２　市民活動センターの名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（事業）

第２条　市民活動センターにおいては、次の事業を行う。

（１）　市民公益活動のための施設の提供

（２）　市民公益活動に関する相談

（３）　市民公益活動に関する情報の収集及び提供

（４）　市民公益活動に関する調査及び研究

（５）　市民公益活動を行うもの相互の間及び市民公益活動を行うものと関係機関との間の連携及び交流の促進

（６）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第３条　市民活動センターの管理は、地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

２　指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（１）　前条各号に掲げる事業に係る業務

（２）　市民活動センターの維持管理に係る業務

（３）　その他市長が必要と認める業務

（開所時間及び休所日）

第４条　市民活動センターの開所時間及び休所日は、別表第２のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

第２章　京都市市民活動総合センター

（使用資格）

第５条　京都市市民活動総合センター（以下「総合センター」という。）の施設を使用することができるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

（１）　会議室（大会議室を除く。）、和室、作品展示コーナー及び児童室並びに別に定める付属設備　市民公益活動を行うもの

（２）　スモールオフィス（市民公益活動に係る事務を行うための施設をいう。以下同じ。）　市民公益活動を行う団体（事業者を除く。）であって、本市の区域内において主たる活動を行うもののうち、市長が適当と認めるもの

（使用の許可）

第６条　次に掲げる施設及び付属設備を使用しようとするものは、指定管理者（総合センターの指定管理者をいう。以下この章において同じ。）の許可を受けなければならない。

（１）　会議室、和室、作品展示コーナー及び児童室

（２）　スモールオフィス

（使用制限）

第７条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、総合センターの使用を制限し、又は使用の許可を取り消すことができる。

（１）　スモールオフィス及び第５条第１号に規定する別に定める付属設備（以下「スモールオフィス等」という。）の使用の許可を受けたものが、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく指定管理者の処分に違反したとき。

（２）　他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

（３）　管理上支障があるとき。

２　指定管理者は、会議室、和室、作品展示コーナー又は児童室の使用について、京都市長寿すこやかセンター条例第６条、京都市福祉ボランティアセンター条例第６条又は京都市景観・まちづくりセンター条例第６条の規定による許可がされたときは、前条の規定による許可をしないものとする。

（使用期間）

第８条　スモールオフィス等の使用期間は、１年以内とする。ただし、スモールオフィスの使用期間は、通算して３年を超えることができない。

（使用料）

第９条　別表第３　１に掲げる施設（駐車場を除く。）の使用の許可を受けたもの及び駐車場を使用するもの（自動二輪車以外の自動車を駐車させるものに限る。）は、同表に掲げる使用料を納入しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、京都府道路交通規則第６条の５第１項第１１号に規定する標章の交付を受けている者又は同号アからオまでに掲げる者が現に使用中の自動車を駐車させるものについては、駐車場の使用料を徴収しない。

３　第１項の使用料（スモールオフィス及び駐車場の使用料を除く。）は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

４　スモールオフィスの使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）　使用を開始する日の属する月に係る使用料　使用を開始する日

（２）　前号に掲げる月以外の月に係る使用料　当該月の前月の末日（その日が休所日に当たるときは、その日後最初に到来する休所日でない日）

５　駐車場の使用料は、自動車を退場させる際に納入しなければならない。

（使用料の還付）

第１０条　既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第１１条　市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（特別の設備）

第１２条　使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

２　指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

（地位の譲渡等の禁止）

第１３条　使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

（原状回復）

第１４条　使用者は、総合センターの使用を終了し、又は使用の許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復して指定管理者の検査を受けなければならない。

（報告及び検査）

第１５条　指定管理者は、必要があると認めるときは、スモールオフィス等の使用に関し、使用者から必要な報告を求め、又はその状況を検査することができる。

第３章　京都市いきいき市民活動センター

（利用資格）

第１６条　総合センター以外の市民活動センター（以下「いきいきセンター」という。）のスモールオフィスを利用することができるものは、市民公益活動を行う団体（事業者を除く。）であって、本市の区域内において主たる活動を行うもののうち、市長が適当と認めるものとする。

（利用の許可）

第１７条　次に掲げる施設及び付属設備を利用しようとするものは、指定管理者（いきいきセンターの指定管理者をいう。以下この章において同じ。）の許可を受けなければならない。

（１）　会議室、和室、音楽室、集会室、多目的ホール及び料理室

（２）　サロン（全部又は一部を占用して利用しようとする場合に限る。）

（３）　スモールオフィス

（利用制限）

第１８条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、いきいきセンターの利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

（１）　スモールオフィスの利用の許可を受けたものが、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく指定管理者の処分に違反したとき。

（２）　他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

（３）　管理上支障があるとき。

（利用期間）

第１９条　スモールオフィスの利用期間は、１年以内とする。ただし、継続して５年を超えることができない。

（利用料金）

第２０条　利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

２　利用料金は、別表第３　２に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

３　スモールオフィスの利用料金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる日までに納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（１）　利用を開始する日の属する月に係る利用料金　利用を開始する日

（２）　前号に掲げる月以外の月に係る利用料金　当該月の前月の末日（その日が休所日に当たるときは、その日後最初に到来する休所日でない日）

（準用）

第２１条　第１０条から第１５条までの規定は、いきいきセンターの利用について準用する。この場合において、第１１条中「市長は、」とあるのは「指定管理者は、市長が」と、第１５条中「スモールオフィス等」とあるのは「スモールオフィス」と読み替えるものとする。

第４章　雑則

（委任）

第２２条　この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則　抄

（施行期日）

１　この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（平成１５年４月３０日規則第２２号で平成１５年６月２３日から施行）

（準備行為）

２　使用の許可の申請その他センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附　則（平成１７年１２月２６日条例第６４号）

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１）　次項の規定　この条例の公布の日

（２）　第１条の規定　平成１８年１月１日

（３）　前２号に掲げる規定以外の規定　平成１８年４月１日

（準備行為）

２　使用の許可の申請その他作品展示コーナー及び児童室を供用するために必要な準備行為は、第１条の規定の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

３　第２条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる同条の規定による改正前の京都市市民活動総合センター条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものであって、同条の規定の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、同表の右欄に掲げる同条の規定による改正後の京都市市民活動総合センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

４　第２条の規定の施行の日前に附則別表の左欄に掲げる改正前の条例の規定による許可を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の条例の規定による許可を受けたものとみなす。

附則別表

|  |  |
| --- | --- |
| 第５条 | 第６条 |
| 第１１条第１項 | 第１２条第１項 |

附　則（平成２２年１０月１２日条例第１７号）　抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　使用の許可の申請その他京都市市民活動総合センター以外の市民活動センターを供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

附　則（平成２５年１１月１１日条例第３２号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第１京都市中京いきいき市民活動センターの項の改正規定は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２５日条例第１３１号）

（施行期日）

１　この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附　則（平成３１年３月２２日条例第３９号）

（施行期日）

１　この条例は、平成３１年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の京都市市民活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

３　改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（経過措置）

４　前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後のスモールオフィスの使用に係る使用料で平成３１年４月１日前に受けた許可による使用に係るものについては、なお従前の例による。

附　則（令和３年３月３０日条例第４５号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、別表第１の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

（令和３年３月３０日規則第７８号で令和３年５月１０日から施行）

　　　附　則（令和４年３月３０日条例第６１号）

（施行期日）

１　この条例は，令和４年６月１日から施行する。ただし，次項の規定は，公布の日から施行する。

（準備行為）

２　この条例による改正後の京都市市民活動センター条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は，この条例の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

３　改正後の条例の規定は，この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における使用について適用し，施行日前における使用については，なお従前の例による。

（経過措置）

４　前項の規定にかかわらず，施行日以後における使用（スモールオフィスの使用を除く。）でこの条例の公布の日前の申請に係るものについては，なお従前の例による。

附　則（令和４年６月１４日条例第４号）

　この条例は，京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業上鳥羽南部地区土地区画整理事業の換地処分の公告があった日の翌日から施行する。

別表第１（第１条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 京都市市民活動総合センター | 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町８３番地の１ |
| 京都市北いきいき市民活動センター | 京都市北区紫野西舟岡町２番地 |
| 京都市岡崎いきいき市民活動センター | 京都市左京区岡崎最勝寺町２番地 |
| 京都市左京東部いきいき市民活動センター | 京都市左京区鹿ケ谷高岸町３番地の２ |
| 京都市左京西部いきいき市民活動センター | 京都市左京区田中玄京町１４９番地 |
| 京都市中京いきいき市民活動センター | 京都市中京区西ノ京新建町１２番地の３４ |
| 京都市東山いきいき市民活動センター | 京都市東山区三条通大橋東入２丁目下る巽町４４２番地の９ |
| 京都市下京いきいき市民活動センター | 京都市下京区上之町３８番地 |
| 京都市吉祥院いきいき市民活動センター | 京都市南区吉祥院砂ノ町４７番地 |
| 京都市上鳥羽北部いきいき市民活動センター | 京都市南区上鳥羽南唐戸町６２番地の２ |
| 京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センター | 京都市南区上鳥羽山ノ本町３３２番地 |
| 京都市久世いきいき市民活動センター | 京都市南区久世大築町５４番地の１ |
| 京都市醍醐いきいき市民活動センター | 京都市伏見区醍醐外山街道町２１番地の２１ |
| 京都市伏見いきいき市民活動センター | 京都市伏見区深草加賀屋敷町６番地の２ |

別表第２（第４条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 開所時間 | 休所日 |
| 総合センター | 相談コーナー、情報コーナー、交流コーナー、スモールオフィス、印刷室及び図書コーナー以外の施設 | 午前９時から午後９時まで | １月１日から同月４日まで及び１２月２９日から同月３１日まで並びに別に定める日 |
| 相談コーナー、情報コーナー、交流コーナー、スモールオフィス及び印刷室 | 午前９時から午後９時まで。ただし、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前９時から午後５時まで |
| 図書コーナー | 午前１０時から午後８時３０分まで。ただし、日曜日及び休日は、午前１０時から午後５時まで |
| いきいきセンター | サロン以外の施設 | 午前１０時から午後９時まで。ただし、日曜日は、午前１０時から午後５時まで |
| サロン | 午前１０時から午後４時３０分まで |

別表第３（第９条及び第２０条関係）

１　総合センター

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 使用料 |
| 会議室 | 大会議室 | 午前 | 円  １４，１４０ |
| 午後 | １８，８５０ |
| 夜間 | ２１，２１０ |
| 第１会議室，第２会議室及び第３会議室 | 午前 | １，１７０ |
| 午後 | １，５７０ |
| 夜間 | １，７６０ |
| 第４会議室及び第５会議室 | 午前 | ３，０６０ |
| 午後 | ４，０８０ |
| 夜間 | ４，５９０ |
| 和室Ａ及び和室Ｂ | | 午前 | ４７０ |
| 午後 | ６２０ |
| 夜間 | ７００ |
| スモールオフィス（１区画につき１月） | | | ５，２３０ |
| 駐車場（１回につき） | | | ４１０円。ただし、使用時間が１時間を超えるときは、超える時間３０分までごとに２００円を４１０円に加えた額 |
| 付属設備 | | | 別に定める。 |

備考

１　「午前」とは午前９時から正午までを、「午後」とは午後１時から午後５時までを、「夜間」とは午後６時から午後９時までをいう。

２　この表に掲げる使用時間の区分を超えて会議室及び和室を使用する場合の使用料は、３０分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の３０分当たりの額に１．５を乗じて得た額とする。この場合において、当該金額に１０円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

３　開所時間の変更に伴い、使用時間の区分を変更する場合の使用料は、この表に掲げる使用料との均衡を考慮して、その都度別に定める。

４　月の中途にスモールオフィスの使用の許可を受け、又は使用を廃止した場合におけるその月に係る使用料は、日割りによって計算して得た額とする。この場合において、当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

２　いきいきセンター

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 利用料金 |
| 会議室、和室及び音楽室 | １時間 | 円  ６００ |
| 集会室、多目的ホール及び料理室 | ８００ |
| スモールオフィス | １区画につき１月 | １０，０００ |
| 付属設備 | 別に定める。 | |

備考

１　会議室、和室、音楽室、集会室、多目的ホール及び料理室を、事業者が利用する場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額の２倍に相当する額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

２　月の中途にスモールオフィスの利用の許可を受け、又は利用を廃止した場合におけるその月に係る利用料金は、日割りによって計算して得た額とする。この場合において、当該額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。